

## 公 告

向日市まちづくり条例第9条の規定により、地区まちづくり協議会として認定したので公告します。

令和7年4月30日

向日市長 安 田 守

### 1 協議会の名称

鶏冠井・上植野東部地区まちづくり協議会

### 2 協議会の設置目的

本会は JR 東海道線以東と東海道新幹線以西の区域において、安全で健全な発展を図るため、土地利用、営農農地の整備、開発計画などの調査・研究活動を行うことともに、地区計画の原案の策定や事業化を検討するなど、にぎわいと利便性、防災力と活力のあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### 3 協議会の活動地区

向日市鶏冠井町山科の全部、八ノ坪、十相、上古、七反田、門戸、小深田、沢ノ東、石橋、南七反田、極楽寺の各一部、上植野町地田、柳ヶ町、猪ノ子田、久我田の各一部